

ふるさと納税による寄附金を活用したまちづくりについて



岩手県金ケ崎町 及川 洋平

第 1 章 研究の背景・問題意識と目的

第 1 節 研究の背景

多くの方が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税をしている。その結果、都会の自治体は税収を得るが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税が入らないことになる。そこで、「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意志で、いくらかでも納税できる制度があってもいいのではないか」という問題提起が発端となり、数多くの議論や討論を経て始まったのがふるさと納税である。

ふるさと納税は年々その市場規模を拡大しているが（図 1 参照）、ふるさと納税と言えば返礼品というイメージが先行しがちで、高額返礼品や地域とは関係のない返礼品を使った自治体の寄附金獲得競争が過激化している。これに対し国では、寄附額に対する返礼品調達価格を 3 割以内にすることや金銭類似性や資産性の高いものを返礼品として取り扱わないようにすることを自治体に求める通知を出す等、今もなお本制度をめぐっては様々な議論がある。

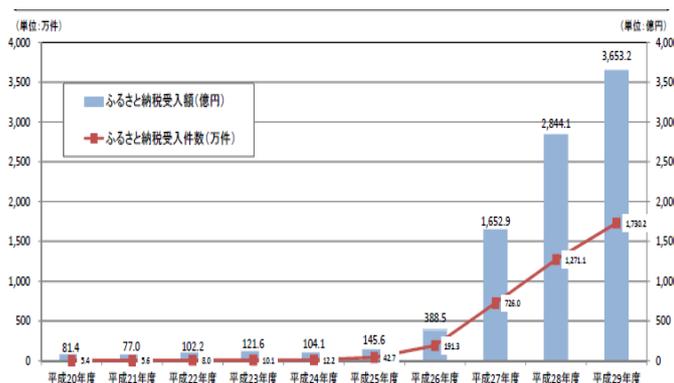


図 1. ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)
出典：総務省

一方で、ふるさと納税を地域課題の解決のために活用したり、域外の人のもちづくり参加のきっかけにしたり本制度を活用したまちづくりに取り組む動きが広がりを見せている。総務省が行ったふるさと納税に関する現況調査の結果によれば、寄附金募集の際に寄附金の使い道として具体的な事業を選択できるようにしている自治体は、平成 27 年度 3.4%、平成 28 年度 11.2%、平成 29 年度 14.3%となっており、各自治体は寄附金を活用してどのようなまちづくりを行うのかを明確にし、寄附者に対して協力を呼びかける取組みを行っている。

ふるさと納税の本質は、ある地域に想いや愛着のある人が寄附を通じてまちづくりに参加できるということ、自治体が寄附金を活用して住民の願いを叶えることができるということにある。返礼品競争について大きな議論が交わされている中、今後まちづくりの手段として、制度の本質を鑑みたふるさと納税の役割は大きくなっていくものと考えられる。

第 2 節 問題意識

金ケ崎町においては、平成 20 年 9 月に「金ケ崎町ふるさと応援寄附条例」を制定し、寄附金の受け入れを開始した。この条例では「金ケ崎町を愛し、応援しようとする個人及び団体から広く寄附を募り、これを財源としてまちづくり事業を実施し、個性豊かな活力あるふるさとづくりに資すること」を目的としている。この目的の達成には、どのようなまちづくりを行っていくかという明確なビジョンを持つことと、寄附者をまちづくりに取り込んでいくために寄附者にどうアプローチしていくかが重要なポイントになる。ふるさと納税による寄附金を活用したまちづくりを行うためには、住民、行政、寄附者が一体となる必要があるということである。

ふるさと納税制度がスタートしてから 10 年が経過した中で、金ケ崎町のふるさと納税が制度当初の目的を達成するため、住民、行政、寄附者が一体となったまちづくりの手段となっているかを検証する必要があると考える。

第 3 節 研究の目的

本稿においては、住民、行政、寄附者が一体となったまちづくりを行うにあたって、金ケ崎町のふるさと納税の現状を把握し、どのような考え方のもとに取組みを行うべきなのかについて、以下のことを目的とする。

- ・金ケ崎町のふるさと納税における寄附金の使い道と住民ニーズのミスマッチを明らかにする。
- ・寄附金を活用したまちづくりに必要な要素を明らかにする。
- ・金ケ崎町におけるふるさと納税による寄附金を活用した地区主体のまちづくりの方策を提言する。

第 4 節 本文の構成と研究の方法

第 2 章では、金ケ崎町のふるさと納税による寄附金を活用して行うまちづくりが、住民ニーズと一致したものになっているかについて、住民がまちづくりに求めていることや日常生活で困っていることを聴取したアンケート結果及びまちづくりの財源としての税金と寄附金の役割分担の考察から導き出す。

第 3 章では、寄附者をまちづくりの一員として取り込むため、寄附者へのアプローチという視点から寄附者のふるさと納税に対する意識を調査したアンケート結果を分析し、第 2 章の研究結果と併せて、寄附金を活用したまちづくりを行うために必要な要素を明らかにする。

第 4 章では、金ケ崎町におけるふるさと納税による寄附金を活用したまちづくりへの提言を行うにあたり、前章までで明らかにしてきた寄附金を活用したまちづくりを行うために必要な要素が、福井県坂井市の寄附市民参画制度においてどのような形で活用されているかを導き出す。

第 5 章では、第 4 章までの研究結果をもとに金ケ崎町の地域性を鑑みた上で、金ケ崎町におけるふるさと納税による寄附金を活用したまちづくりの方策の提言を行う。

第 2 章 金ケ崎町のふるさと納税に見られるミスマッチ

第 1 節 金ケ崎町におけるふるさと納税の現状

金ケ崎町においては、平成 20 年 9 月に「金ケ崎町ふるさと応援寄附条例」を制定し寄附金の受け入れを開始した。返礼品は、米や肉、酒などの地場産品としている。また、平成 28 年度から「ふるさとチョイス」への情報掲載を開始し、これにより寄附の受入額・件数ともに増加した。寄附金の使い道は、制度開始当初から設定しており、その使い道は表 1 のようになっている。表中の「受入割合」は、これまでに受け入れた寄附金の使い道の指定状況を表している。

表 1. 金ケ崎町の指定可能な寄附金の使い道

	指定可能な寄附金の使い道	受入割合
1	子どもたちの教育環境整備に関する事業	42%
2	福祉・健康の推進に関する事業	10%
3	歴史文化の保存に関する事業	3%
4	その他町長が特別に必要と認めた事業	45%

住民、行政、寄附者が一体となったまちづくりを行うためには、寄附金は寄附者の思いに応えながら住民の願いを叶えるような使われ方をしなければならない。住民の願いを叶えるためには、住民ニーズを正確に把握することが必要であり、住民ニーズを把握できないと住民の願いを叶えるような寄附金の使い方がされないことになる。従って、金ケ崎町で設定している寄附金の使い道が住民ニーズと一致しているかが最大の焦点となる。

第 2 節 住民ニーズと指定可能な寄附金の使い道の不一致

1. まちづくりアンケート調査

金ケ崎町第 10 次総合発展計画を策定する際に住民を対象に行われたまちづくりアンケートで、まちづくりにおいて特に重要だと思う項目についての回答を得ている。アンケート結果は表 2 の通りとなっており、そのうち、色掛け部分は現在金ケ崎町へふるさと納税をする際に寄附金の使い道として指定できる項目である。まちづくりにおいて重要だと思う項目として特に多くの回答を集めた上位 7 つの項目を見ると、1 位の「高齢者、障がい者への支援」は指定可能な寄附金の使い道のうち「福祉及び健康の推進に関する事業」と一致するが、2 位から 7 位の項目は、まちづくりにおいて重要だと思われているが、寄附金の使い道として指定することができない状態となっている。指定可能な寄附金の使い道のうち「子どもたちの教育環境整備に関する事業」は、まちづくりアンケート結果のうち重要だと思う項目の 9 位と 14 位に、「歴史文化の保存に関する事業」は同 19 位と 31 位となっている。このアンケート結果と指定可能な寄附金の使い道を見ると、まちづくりに重要だと思われている項目が寄附金の

表 2. まちづくりにおいて特に重要だと思う項目

順位	項目	回答数 (%)
1	高齢者、障がい者への支援	24.7
2	農業担い手や経営支援	22.0
3	商店街のにぎわい	22.0
4	子育て支援の充実	21.7
5	雇用の確保	21.3
6	除雪の対応	20.3
7	道路や歩道整備	19.3
8	新たな企業の誘致	11.7
9	小・中学校教育	8.7
10	中小企業の支援、育成	8.3
:		
13	健康づくりや保健指導	7.3
14	幼稚園、保育サービス	7.3
15	各種検診の充実	6.7
:		
19	文化遺産、景観の保全・保存	4.7
:		
31	芸術文化活動の充実	1.0

出典：金ケ崎町まちづくりアンケート (H27. 8) ※一部筆者加工

使い道として指定できないものが多いということが分かる。

2. 日常生活アンケート調査

金ケ崎町内の西部地区と北部地区を対象に行った日常生活アンケート調査結果を見ていく。アンケート調査対象の地区の概要であるが、西部地区は 5 の行政区で構成されており、町内 6 生活圏の中で「総人口」「生産年齢人口」「20、30 歳代人口」が最も少なく、「高齢化率」が最も高い地区である。北部地区は、11 の行政区で構成されており、古くは開拓により開かれた地域や近年では新興住宅地の開発等により若年層の流入が見られる地区である。

このアンケートのうち、暮らしの中で困っていること・不安なことについて回答を得たものを見てみると、どちらの地区でも多くの方が困っていることとして「除雪」「田畑の維持」「通院」を挙げている。これらの項目は、まちづくりアンケートの中では、「田畑の維持」は 2 位、「除雪」は 6 位に挙げられている。「通院」はまちづくりアンケートの中では項目出しがなかった。

指定可能な寄附金の使い道との関係性を見ると、日常生活アンケート結果で多くの回答があった「除雪」「田畑の維持」「通院」は、いずれも寄附金の使い道として現在指定できない状態となっていた。

3. 2つのアンケート結果から

金ケ崎町においてふるさと納税で指定可能な寄附金の使い道として設定している「子どもたちの教育環境整備に関する事業」「福祉・健康の推進に関する事業」「歴史文化の保存に関する事業」と、まちづくりアンケートにおいて重要だと思ふこととして多くの回答が

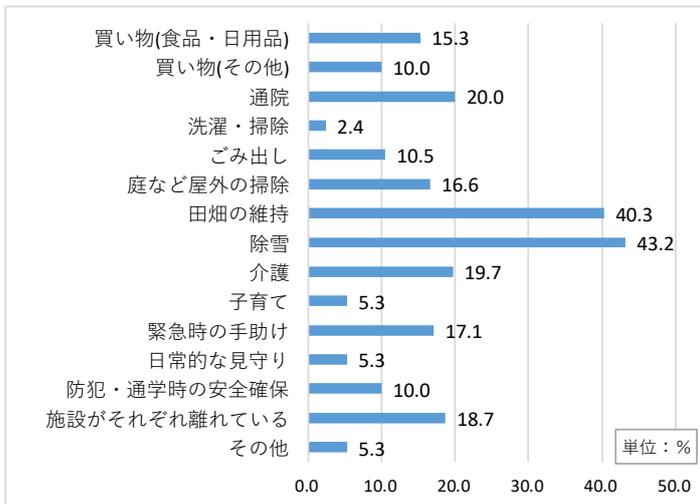


図 2. 暮らしの中で困っていること・不安なこと

出典：西部地区日常生活アンケート (H28. 1)

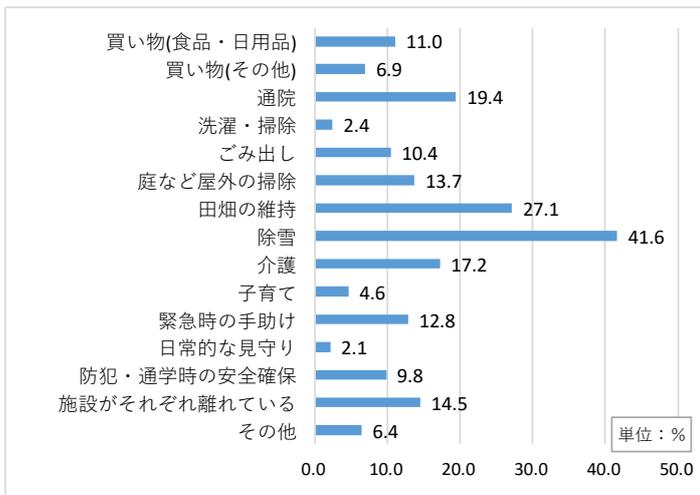


図 3. 暮らしの中で困っていること・不安なこと

出典：北部地区日常生活アンケート (H29. 2)

あった上位 7 項目のうち、1 位の「高齢者、障がい者への支援」を除く「農業担い手や経営支援」「商店街のにぎわい」「子育て支援の充実」「雇用の確保」「除雪の対応」「道路や歩道整備」の 6 項目、日常生活アンケートにおいて暮らしの中で困っていること・不安なこととして挙げられた「除雪」「田畑の維持」「通院」が一致していないということが分かる。これは、住民の願いと寄附金の使い道が一致していないということである。

第 3 節 税金と寄附金の使い道の棲み分け

通常、自治体が行う事業には税金が使われるが、ふるさと納税が始まったことで、税外収入としての寄附金が使われる事業が出てくる。寄附金をまちづくりに活用するにあたって、寄附金がどのようなことに使われるべきなのか、税金で賄われるべきことと寄附金を活用してできることを整理する必要がある。

税金は、自治体が行う事業のうち、生命・財産に係るセーフティネットに関することで、住民全体のための事業へ活用されるべきである。

一方、寄附金は、住民全体に関係するセーフティネットが構築された上で、特定の人や地域の特定の願いを叶えるような事業への活用が望ましいと考えられる。また、税金で賄われるべきことはセーフティネット構築に関することであり、恒常的あるいは長期的な事業であることが多いが、寄附金は、一定の期間でどのくらい獲得できるかという予測が難しく、財源として不安定であるため、短期的あるいは一度きりの事業へ活用する方が良い。

これらのことを踏まえると、住民ニーズを税金で賄われるべきことと寄附金を活用してできることの棲み分けをした上で、寄附金の使い道を決定する必要がある。金ケ崎町のふるさと納税の現状を見ると、

住民ニーズと指定可能な寄附金の使い道が一致しておらず、また、一部住民ニーズと指定可能な寄附金の使い道が一致しているものがあるが、具体的な寄附金の使い道を決定していないため、寄附金を活用してできることに活用されない可能性がある。ここに金ケ崎町のふるさと納税に潜在的なミスマッチがあると言える。

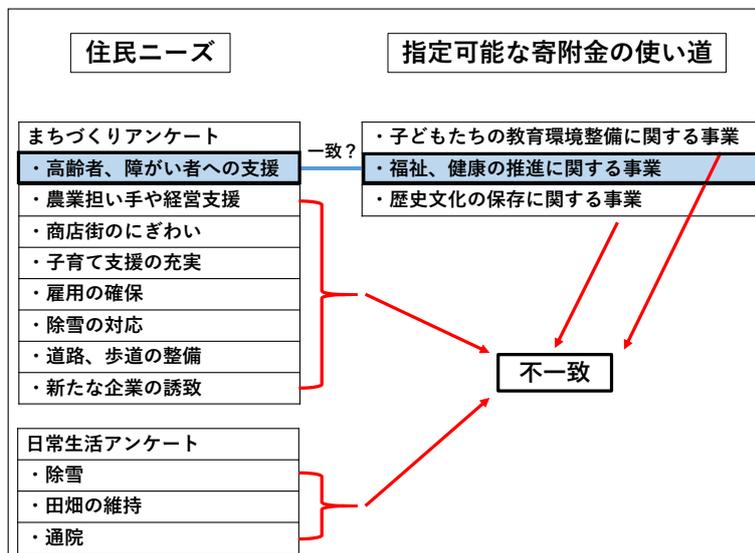


図 4. ミスマッチの図化

第 3 章 まちづくりへの寄附金活用について

第 1 節 寄附者を対象に行われたアンケート調査

ふるさと納税による寄附金を活用したまちづくりを行うためには、住民と行政が連携し、そこに寄附者が加わることが不可欠である。寄附者をまちづくりに取り込むため、寄附者

のふるさと納税に対する意識と寄附先自治体に求めていることについて、寄附者に対して行われたアンケート結果を見ていくこととする。

事業構想大学院大学が実施したふるさと納税アンケートによれば、寄附先を選択する際に重視することとして、最も多かったのは「希望する返礼品」で66.4%であったが、「寄附金の使い道」と回答した人が25.9%いることが分かっている。また、(株)さとふるが実施した寄附者アンケート調査によ

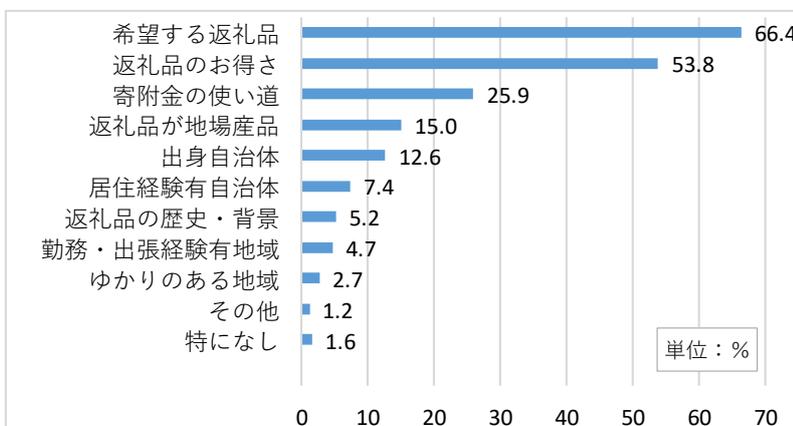


図5. 寄附先を選択する際に重視すること

出典：ふるさと納税アンケート（事業構想大学院大学、H30.1）

れば、ふるさと納税をした理由として、「寄附金の使い道に共感した」と回答した人が33.0%いることが分かっている。どちらのアンケート調査においても、寄附先の選択には「返礼品」が大きな影響を与えているものの、寄附金の使い道に共感する人も一定数以上いることから、寄附金の使い道への関心が高いということが分かる。

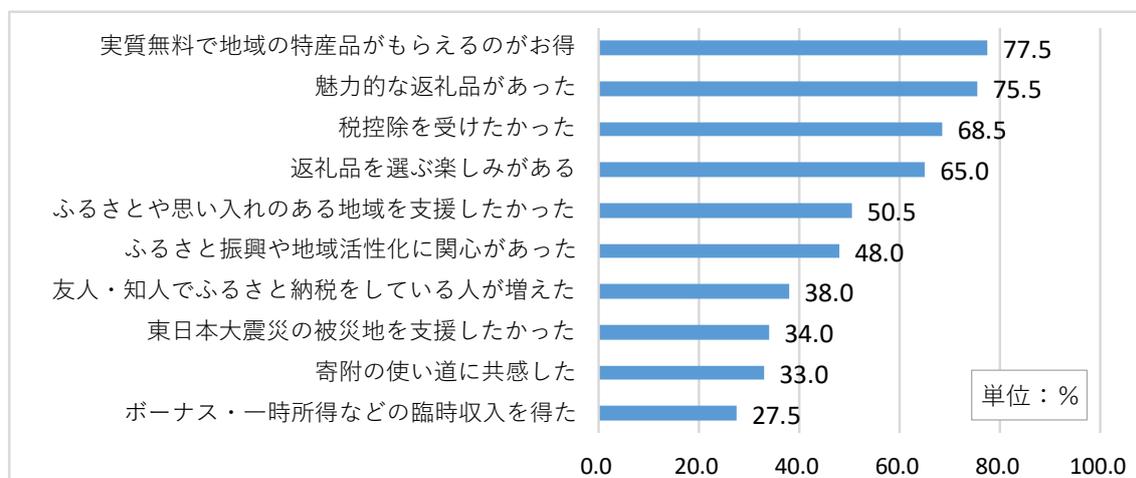


図6. ふるさと納税をした理由 出典：寄附者アンケート調査（さとふる、H28.2）

金ケ崎町においては、指定可能な寄附金の使い道は、教育や福祉・健康推進、歴史文化保存といった分野の提示にとどまっているため、寄附者が寄附金の使い道をイメージしにくい。もし、イメージできたとしても、寄附者がイメージした通りに寄附金が使われるかは分からない。寄附者は自分の寄附金がどんなことに使われるのかということに高い関心があることから、寄附募集の段階で具体的な寄附金の使い道を提示することで寄附者の共感を得やすくなると考えられる。また、(株)さとふるが実施した寄附金の使い道に関するアンケート調査によれば、「寄附金の使い道を報告してほしい」と回答した人が77.1%いるこ

とが分かっている。このことから、寄附者に対しては、寄附募集の段階で具体的な寄附金の使い道を提示することの他に、寄附金をどんなことに使ったのかという事後報告が共感を得るポイントとなり、寄附募集の際のアピールに繋がると考えられる。

第 2 節 寄附金を活用したまちづくりに必要な要素

第 2 章から本章第 1 節までで、寄附金を活用したまちづくりに必要なことを、住民ニーズとのマッチング、税金と寄附金の役割分担、寄附者に対するアプローチの観点から分析してきた。その分析結果をもとに、寄附金を活用したまちづくりに必要な要素を以下の 4 つにまとめる。

①住民ニーズと寄附金の使い道の一致

住民の願いを叶えるための寄附金であるために、住民ニーズの正確な把握とそれに対応した寄附金の使い道を設定し、両者を一致させる。

②財源としての寄附金の意義

税金で賄われるべきことと寄附金を活用してできることの役割分担という視点から寄附金を活用する事業の棲み分けを行った上で、短期的、一度きりの政策の財源とし、財源の不安定性という問題をクリアする。

③具体的な寄附金の使い道の提示

寄附金を活用して行う事業を具体化し提示することで、寄附者へのアピールを行う。

④寄附金活用の事後報告

寄附金を活用してどのようなまちづくりを行ったか寄附者に対して報告する。

寄附金を活用したまちづくりは、これらの要素を満たすことで、住民、行政、寄附者が一体となることが可能だと考えられる。まちづくりにふるさと納税の仕組みを掛け合わせることで、寄附者を取り込んだ形でまちづくりを行うことが可能になる。

第 4 章 事例研究

前章までで、ふるさと納税による寄附金を活用したまちづくりに必要な要素を明らかにしてきた。本章では、まちづくりにふるさと納税の仕組みを掛け合わせた福井県坂井市の寄附市民参画制度を取り上げる。寄附市民参画制度は、住民ニーズを寄附金の使い道に反映させる独自の仕組みを構築し、寄附者に対しては、具体的な事業内容レベルでの寄附金の使い道を提示することで共感を得る手法を確立している。

事例研究に先立って、寄附金を活用したまちづくりに必要な 4 つの要素から、本事例を選定した理由を述べる。

住民ニーズと寄附金の使い道の一致という視点において、寄附金の使い道を市民公募により決定することで、金ケ崎町のふるさと納税に見られるような住民ニーズと寄附金の使い道のミスマッチが起きることなく、住民ニーズと寄附金の使い道を一致させる手法を採用していること、財源としての寄附金の意義という視点において、財源の不安定性という問題をクリアするため、短期的、一度きりの特定の政策の経費としていること、寄附者へ

のアプローチとしての具体的な寄附金の使い道の提示と寄附金活用の事後報告という視点において、寄附募集前に具体的な事業内容を決定し寄附者に提示すること、寄附募集の目標額を設定し提示すること、寄附金の活用実績を坂井市HPやふるさとチョイス上で具体的に公表することで、「見える化」を図っているということ、これらを取り入れた形で制度を実践している事例を研究し、提言の礎とする。

坂井市では、「市民が寄附を通じて誇りを持って市政に参加してほしい」という思いのもと、寄附を通じた「市民参加型社会」の構築を目指し、平成 20 年 4 月 1 日に「坂井市寄附による市民参画条例」を制定し、寄附市民参画制度をスタートさせた。

本制度の流れは、まず、寄附金を募集する

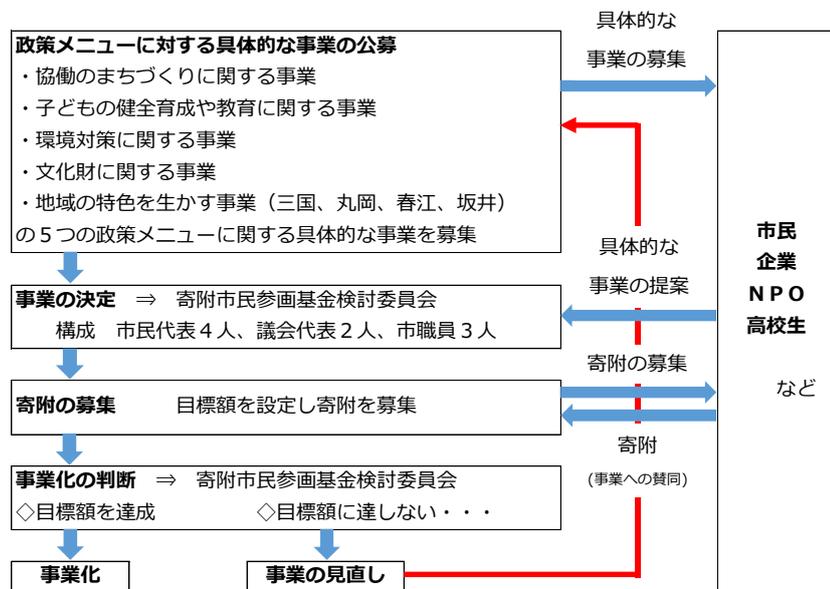


図 7. 寄附市民参画制度の流れ 出典：地方財務 2018.9

前に市民公募により寄附金を活用する事業を募る。市民公募により提案された事業のうち、どの事業を採択するかを寄附市民参画基金検討委員会（以下、検討委員会という）にて決定し、寄附募集の目標額を設定した上で寄附募集を始める。そして、寄附金が目標額に達した段階で事業化し、目標額に達しない場合は、なぜ寄附金が集まらなかったのかを検討委員会にて審議した上で、事業を見直し、再度寄附募集を行うフローとなっている。なお、これまでに目標額

表 3. 寄附市民参画制度の実績 出典：坂井市HP

を達成できず事業化されなかった例はなく、実績は表 3 の通りとなっている。また、寄附金

事業内容	実施事業数	
協働のまちづくりに関する事業	2 事業	計 17 事業 総事業費：32,190,433円
子供の健全育成および教育に関する事業	2 事業	
環境対策に関する事業	2 事業	
地域の特色を生かす事業	1 1 事業	
文化財に関する事業	0 事業	

活用後は坂井市HPやふるさとチョイス上で公表している。

寄附市民参画制度を、寄附金を活用したまちづくりに必要な 4 つの要素から分析していくと次のことが導き出される。

①住民ニーズと寄附金の使い道の一致

寄附市民参画制度においては、寄附金の使い道を市民公募としている。通常、寄附金の使い道は行政主導で決められることがほとんどだと考えられるが、市民公募とすることで、住民ニーズを寄附金の使い道に直接反映させることが可能となる。しかも、行政が住民ニ

ニーズを把握して寄附金の使い道を決定するのに比べ迅速であり、また、住民ニーズの変化にも柔軟に対応できる。寄附金の使い道の市民公募により住民ニーズと寄附金の使い道のミスマッチを発生させることなく寄附金を活用することを実現していると言える。

②財源としての寄附金の意義

寄附市民参画制度の実績を見ると、地区のお祭りで使用する小道具を購入したり、公園に遊具を設置したりする事業を実施していた。実施された事業は、いずれもセーフティネット構築に関するのではなく、また、財源としての不安定性を考慮し、短期的、一度きりの特定の政策の経費としていた。

③具体的な寄附金の使い道の提示

寄附募集は、寄附金の使い道が決定してから行っていることから、寄附者に対して具体的な寄附金の使い道を提示することを実現し、寄附金の使い道の「見える化」が図られている。また、寄附募集の目標額を設定し公表していることにより、寄附者は事業規模をイメージしやすくなり、この点においても「見える化」が図られていると言える。

④寄附金活用後の事後報告

坂井市HPやふるさとチョイス上で、寄附金を活用して実施した事業の事業名や内容、実施時期、寄附金活用額を写真付きで公表し、寄附金活用の透明性を確保しながら寄附者への説明責任を果たしている。

寄附市民参画制度は、ふるさと納税を市民の市政参加を促すことを実現するための手段として活用しており、市民としても提案したことが採択され、寄附が集まって事業化されると、自分たちが持つまちの将来像に向かって前進しながら、まちづくりを行ったことに対する達成感を得ることができる。また、検討委員会の構成を、市民代表を過半数にすることで市民の意見が反映されやすいような環境を作ることも市民の主体性を大切にしているからこそである。このように、ふるさと納税を単に寄附金の獲得手段とするのではなく、まちづくりの手段として活用することで、寄附者をまちづくりに取り込み、住民、行政、寄附者が一体となった取組みを行うことが可能になる。

第 5 章 金ケ崎町におけるふるさと納税による寄附金を活用したまちづくりの方策の提言

第 1 節 提言の概要と背景

・提言の概要

ふるさと納税による寄附金をまちづくりに活用するためには、寄附金で何をするかというまちづくりの目的が明確であることが前提となる。そこから、目的を達成するための手段としてふるさと納税をどう活用するかという議論がある。坂井市においては、市民の主体的な市政参加によるまちづくりを行うことを目的とし、そこにふるさと納税を組み合わせている。金ケ崎町においてはどのような形でまちづくりにふるさと納税を活用できるかについて、これまでの研究の成果をもとに提言を行う。

筆者が提言するのは、「地域主体のふるさと納税」である。それぞれの地域が抱えている課題を解決していくため、または、地域が地域の将来像に向かって前進する取組みを行う

ため、地域が寄附者への協力を呼びかけ、寄附を募るというもので、地域の主体性を持った取組みを促し、行政がそれを支援するという形を確立するのである。

・提言の背景

ふるさと納税の活用方法を「地域主体」とした理由は、金ケ崎町における地域の多様性にある。地域の特色を生かしながら、将来にわたり持続可能な地域づくりを進めるため、地域づくりのあり方や仕組み等を検討することを目的に設置された金ケ崎町地域づくりのあり方検討委員会によってとりまとめられた金ケ崎町地域づくりのあり方検討会最終報告書によれば、金ケ崎町では生活圏が大きく 6 つに分かれるが、人口推移や構成、地域性や地域ごとの課題、地域づくりの仕組みに違いがあることが分かった。また、価値観や勤務形態の違いなどから生活スタイルも多様化しており、これまでのような全町一律の仕組みや制度では対応できないことが分かった。地域にあった取組みを進めていくためには、地域の現状を地域内の多くの人々が認識し将来像を共有することを通して、これまでの仕組みを見直したり、新しいことを検討したりすることが必要である。

第 2 節 具体的な提言内容

前節の内容を踏まえ、これまでの研究で明らかにしてきた寄附金を活用したまちづくりに必要な要素に基づいて具体的な提言を行っていく。

①住民ニーズと寄附金の使い道の一致

住民ニーズは、坂井市のように住民主体で抽出する形とするが、金ケ崎町においては本章第 1 節の「提言の背景」を鑑み、地区単位での取組みを基本とする。地区ごとにどのような将来像に向かってまちづくりを進めていくのかを明確にする。そのためには、現状と将来像を地区内で共有し、今何をすべきなのか、何をやりたいのかを話し合いの中で見出していく。今、地域では、地域活動に参加する人が減ってきているが、話し合いの場には多くの人、そして多世代の人が参加する必要がある。このことは、今すぐには実現できることではないが、地域自身が変わっていくという意思表示を続け、多くの人に参加できるような工夫をすることで少しずつ機運を高めていく活動が必要である。話し合いの中で見出された地区がやるべきこと、やりたいことを事業として企画し、それをふるさと納税による寄附金を財源として活用することで、住民ニーズと寄附金の使い道を一致させる。

②財源としての寄附金の意義

地区が企画した事業内容が、税金で賄われるべきことなのか寄附金を活用してできることなのかの棲み分けをする必要がある。この作業は、企画された事業内容によって行政の関係する部署が協議する。税金で賄われるべきことであれば、寄附金の活用はせず、一般財源での事業実施の判断をすることになる。寄附金を活用することができるものであれば、寄附募集をスタートする。

③具体的な寄附金の使い道の提示

寄附募集をすることが決まれば、寄附者への協力を呼びかけることになる。寄附者に対しては、具体的な寄附金の使い道と寄附金の目標額を提示し、寄附金がどんなことにいくらか使われるのかについて見える化を図ることが必要である。

寄附募集にあたっては、寄附金は自治体が受け入れるものなので、町HPや民間ポータルサイトなど募集媒体への情報掲載は自治体が行うことになる。その場合でも、掲載する情報については地区が独自に作成したものを採用し、地区の生の声を発信する仕組みとする。

④寄附金活用の事後報告

寄附が目標額に達し、実際に事業化することができた時には、事業実施後に寄附者に対する事後報告を行い、寄附金の使われ方についての透明性を確保する。また、その際にお礼状を送付するなど寄附者に対する感謝を忘れてはならない。行政からお礼状はもちろんのこと、地区からのお礼状が届くと寄附者の心にも響く。さらに、地域活動の様子などを発信し、地区と寄附

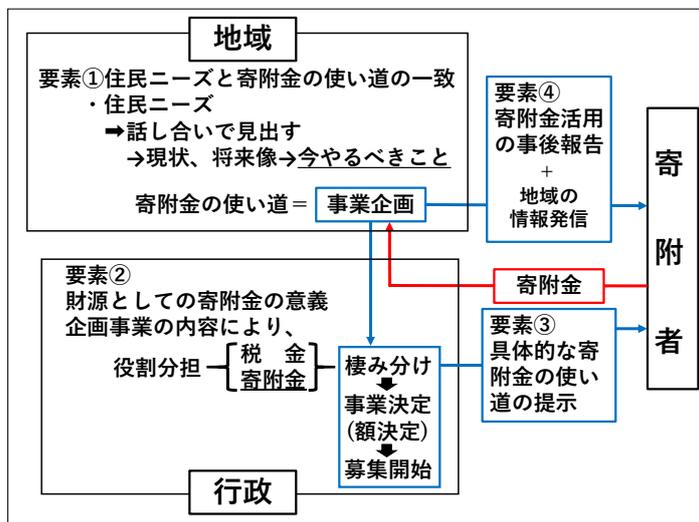


図 9. 提言のイメージ

者との関係性を継続するような取組みを行うことで、地区の応援団を増やすことも必要である。

第 3 節 寄附者の満足感を高める要素

人が寄附を行う時には様々な動機があると考えられるが、ふるさと納税による寄附を成立させるための重要な要素として、寄附者が満足感を得られるかということがある。行動経済学では、人が寄附をするのは、寄附する時に得られる満足感と寄附する時にかかるコストを比較し、満足感が多い時だと考えられている。そして、寄附者が満足感を得る心情は、「純粋な利他性」「暖かな光」「互惠性」「同調性」の 4 つに分類できるとされている（表 4 参照）。

表 4. 行動経済学による「寄附者が満足感を得る 4 つの心情」

純粋な利他性	寄附することでみんなが喜んだり誰かを助けたりすることが自分の満足感になるという心情のことで、寄附の本質。
暖かな光	自分が寄附しているということ自体に喜びを感じるもので、誰かを支援できる立場にある自分を誇らしく思う心情のこと。
互惠性	以前誰かに寄附してもらったお返しに寄附をするもので、将来自分が困窮した時に寄附してもらえらるから行うもので、相手がお返しをしてくれたり、自分がお返ししたりすることで満足感を得るもの。
同調性	周りの人が寄附をしていると寄附先の信頼が厚いように感じ、寄附をする、寄附すべきだという社会的規範から外れることを嫌うから寄附をするというもので、他の人たちと同じように振る舞うことで安心し、満足感を得る心情のこと。

このことをふるさと納税に応用して、寄附者の満足感を高める努力が必要である。具体的には、寄附者へのアプローチとして、寄附金の使い道を提示する時に、文章だけでなく写真や短時間の動画によって、どんなプロジェクトなのか、誰を助けるのかを伝えることで、「純粋な利他性」や「暖かな光」を刺激することができる。これにより、寄附することで誰かが喜んだり、誰かが助かったりすることを寄附者がイメージできるようになり、それが寄附を行った自分を誇らしく思うことに繋がり、寄附者の満足感は高まると考えられる。また、寄附をした人が、地区とどんな繋がりを持っているか、どんな思いを持って寄附したかを町HP上にコメントを投稿できるようにすることで他の寄附者の「同調性」を刺激することができる。コメント投稿によりそのプロジェクトを応援している人がいることが公表され、応援したくなる人が拡大していくことが考えられる。また、寄附金が今のくらい集まっているのかという進捗状況を示すことも「同調性」へ働きかけることに繋がる。

第4節 まとめ

ふるさと納税による寄附金をまちづくりに活用するにあたっては、これまでの行政主導のまちづくりから住民主体のまちづくりへの転換を図り、これからのまちづくりの手段とすることが有効な活用方法と考えられる。また、地区主体で寄附金を活用したまちづくりを進めていくためには、住民も行政もふるさと納税のことを良く知る必要がある。そのためには、住民と行政を対象にした研修会を通して、ふるさと納税についての理解を深めなければならない。同じ知識や情報を共有し、同じ目的に向かって進んでいく必要がある。

ふるさと納税は、活用の仕方次第で地域活性化の一助となる可能性を秘めており、実際に様々な工夫をして地域の問題を解決する手段としてふるさと納税を活用している取組みも増えてきている。また、寄附者のふるさと納税を行うインセンティブにも変化が起き始めており、これまでは返礼品に関することがメディアで取り上げられることも多く、注目が集まっていたが、寄附を通じてまちづくりへ参加するという動きが広がり始めている。大切なのは、寄附金の獲得ではなく、寄附者の獲得だと考える。寄附者はまちづくりの応援団であり、たくさんの応援団と共にまちづくりが進められたほうが、持続性が高い。国立社会保障人口問題研究所によれば、人口減少や少子高齢化の急速な進行が今後も続くと言われており、地域でも人が減っていくことが予想される。そんな中で、地域外の人を応援団として取り込むことがこれから必要とされることであり、ふるさと納税の仕組みを有効活用することで、応援団を増やすことが可能になる。一度きりの寄附で終わらずに、寄附者との継続的な関係性の構築によって金ケ崎町を応援してくれる人をたくさん作ることが将来にわたって持続可能なまちづくりを行う礎になると考える。

《参考文献、引用、ホームページ等》

- ・保田隆明／保井俊之（2017）「ふるさと納税の理論と実践」事業構想大学院大学
- ・高松俊和（2016）「ふるさと納税と地域経営」事業構想大学院大学
- ・総務省HP <<http://www.soumu.go.jp>>
- ・さとふるHP <<https://www.satofull.jp>>
- ・事業構想大学院大学HP <<https://www.mpd.ac.jp>>
- ・福井県坂井市HP <www.city.fukui-sakai.lg.jp>
- ・三上寛司「特集 市民の市民による市民のためのふるさと納税」地方財務 2018.9 (pp23～30) ぎょうせい
- ・金ケ崎町地域づくりのあり方検討会最終報告書（2018.10）
- ・国立社会保障 人口問題研究所HP <www.jpss.go.jp>

